

受験番号		氏 名	
------	--	-----	--

2018スタ論第2クール開講ガイダンス 論文式試験問題集 [民事系科目] 第1問

受験上の注意事項

- 1 試験監督員の指示がある前に、この問題集を開くことを厳禁します。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 問題は、第1問のみです。
試験開始の合図の後、初めにページを調べて、落丁や印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、試験監督員に申し出てください。この問題集は、1ページから4ページまであります。
- 4 問題内容に関する質問には一切応じません。
- 5 試験時間は2時間です。
- 6 この問題集及び答案構成用紙は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 受験票、法文、時計又はストップウォッチ（計時機能のものに限り、アラーム等音の出る機能の使用は不可）、メガネ及び指定の筆記具（ラインマーカー、色ペン及び色鉛筆を含む。）以外の定規、付せん、筆記具入れ等は机上又は机の中に置かず必ずかばんの中にしまってください（ただし、飲料を置く場所については、下記12参照。）。
なお、受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、試験監督員が見やすい位置に置いてください。
- 8 問題検討のための下書きは、答案構成用紙及び問題集の余白部分を利用してください。それ以外の用紙等の使用はできません。ラインマーカー、色ペン及び色鉛筆の使用は、問題集及び答案構成用紙に限り許可します。
- 9 アラーム付きの時計等の発信音を鳴らしたり、机やいすを揺らすなど、他の受験者の迷惑となるような行為はしないでください。
また、携帯電話等の通信機器は、必ず電源を切ってかばんにしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げて試験監督員の指示に従ってください。
- 12 試験室内及び試験時間中の喫煙や飲食は、ふた付きのペットボトルに入った飲料を持ち込んで飲むこと以外厳禁します。
飲料は、机上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足もとに置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損しないよう十分に注意してください。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、試験監督員の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、又は添削ができないことがあります。

辰巳法律研究所

論文式試験問題集 [民事系科目第 1 問]

[民事系科目]

[第1問] (配点：100 [[設問1] から [設問3] までの配点の割合は、4.5 : 1.5 : 2])

次の文章を読んで、後記の [設問1] から [設問3] までに答えよ。

I

【事実】

1. 食肉卸売業者であるX1は、平成23年4月10日、業務用冷凍庫・冷蔵庫の新品及び中古品の卸小売業を営むYとの間で、品番Aの新品業務用冷蔵庫1台を200万円で買う旨の契約を締結した(以下「本件売買契約1」という。)。本件売買契約1においては、同月23日までにYがメーカーより上記業務用冷蔵庫をY店舗に納品させること、同月末日までにX1がこれを引き取りにY店舗に行くこと、同月末日までにX1はYの指定する口座に代金全額を一括で振り込むことが約定された。

そこで、Yは、同月22日に、メーカーの在庫品より品番Aの業務用冷蔵庫1台をY店舗に納入させて仕入れ、X1への引渡しが可能となる状態にしてY店舗に併設された倉庫に保管し、X1にその旨を電話で知らせた(以下、この状態の上記冷蔵庫を「本件冷蔵庫1」という。)

ところが、同月24日深夜、Y店舗に隣接する焼き鳥店からの出火により、本件冷蔵庫1は全焼し、滅失した。

[設問1]

小問(1)

Yは、平成23年5月1日、X1に対し本件冷蔵庫1の代金の支払を請求した。この請求は認められるか論じなさい。

仮に本件売買契約1に下線部の約定がなく、単純な売買契約であった場合はどうか、併せて論じなさい。

2(1) 食肉卸売業者であるX2は、平成23年10月3日、Y(Yの営業は【事実】1と同じである。)との間で、Yの店舗にある品番Bの中古の業務用冷凍・冷蔵庫1台(以下「本件冷蔵庫2」という。)を250万円で買う旨の契約を締結し(以下「本件売買契約2」という。)、即日その引渡しを受け、代金全額を支払った。品番Bの冷凍・冷蔵庫は、急速冷凍機能に優れ、中古品でも食肉等の鮮度を極めて良好な状態に保ったまま保存できることで業界の評判が高く、他社製中古品より高値で取引されており、X2もこの性能に期待して購入した。もっとも、本件売買契約2の締結に当たって、このことを特に契約の条件としたり、話題にしたりするようなことはなかった。

(2) X2は、Yから納品を受けた3日後の同月6日から本件冷蔵庫2の慣らし運転に入ったが、その翌々日になっても急速冷凍が十分に機能せず、同月10日ごろには急速冷凍機能を果たしているとはいえない状態になった。そこで、X2は直ちにこのことをYに知らせると同時に、専門の業者に検査と修理を依頼した。

その結果、急速冷凍機能の部品が不良品であるのにYはこれに気付かず本件冷蔵庫2を買い入れ、そのままX2に販売した可能性が非常に高いこと、また、上記不良部品の代替品は当分入手が見込めない状況にあり、修理のめどが立たないこと、したがって、X2が営業を継続するには、品番Bその他の冷凍・冷蔵庫を新たに購入するしかないこと、が判明した。なお、上記業者の説明によれば、上記不良部品の代替品が順調に入手できたとしても、その購入費用及び修理作業費用を考慮すれば、本件売買契約2の時点での本件冷蔵庫2の価格は150万円がいいところであり、また、上記不良部品の存在箇所は品番B

の構造上最も発見しにくい場所であり、X2はもちろんYでさえ発見することは容易でない、とのことであった。

(3) そこで、X2は、同月18日、配達証明付郵便により、Yに対し、上記欠陥を理由に本件売買契約2を解除するので、代金250万円の返還を求める旨の通知をした。この郵便は翌日Yに到達した。

(4) ところが、さらにその翌日の同月20日、何者かの放火により、X2店舗内に保管されていた本件冷蔵庫2は滅失してしまった。

知らせを聞いたYは、すぐさま、上記通知に対し「本件冷蔵庫2が滅失してしまい、目的物返還債務が不能となった以上は、これと対価の関係にある代金の返還義務も消滅するものとするので、請求には一切応じられない。」(以下「Y反論」という。)との配達証明付郵便をX2に送付した。

(5) そこで、X2は、同年12月8日、Yを被告として、支払代金250万円の返還を求める訴訟を提起した(附帯請求については訴訟提起していない)。

小問(2)

【事実】2を前提とするとき、X2の請求が認められるかどうか(X2の行った解除の有効性も含む。)を、Y反論を踏まえつつ論じなさい。なお、X2の請求が認められるとする場合は、その認容額も明示すること。

II

【事実】

3. 食肉卸売業者であるX3は、平成23年10月9日、Y(Yの営業は【事実】1と同じである。)から、Yの店舗にある品番Cの中古の業務用冷蔵庫1台(以下「本件冷蔵庫3」という。)を150万円で買う旨の契約を締結した(以下「本件売買契約3」という。)。なお、同契約においては、同年11月9日までに、本件冷蔵庫3をYがX3店舗に納品し、その2週間後の同月23日までにX3がY店舗まで出向き代金を一括で支払うことが約定された。

〔設問2〕

(1) 【事実】3に加えて以下の【事実】[A]があった場合に、X3が行った解除の効力について説明しなさい。なお、【事実】[A]は【事実】[B]とは独立した事実である。

[A] Yは、同時期に同じ品番の冷蔵庫の売買が重なっていたため、事務処理の手違いから本件冷蔵庫3のX3への納品は完了したものと思い込み、平成23年11月9日を過ぎても、実際は納品をしていなかった。

他方、同月4日、隣接地域での食肉による集団食中毒の発生が全国的なニュースとなったことにより、X3は、しばらく販売先や消費者からの問い合わせの対応に追われていた。そのため、X3は、本件冷蔵庫3の納期限が過ぎていることをこれまた失念しており、同月25日になってようやくこれに気付いた。

上記食中毒のニュースによる風評被害は思いのほか大きく、激減した食肉の売上げが回復するにはかなりの期間を要するであろうというのが識者の一致した予想であったため、もともと経営状態が芳しくなかったX3は、この際食肉卸売業から撤退することとした。

そこで、X3は、本件売買契約3を解除できないものかと考え、同月26日、1週間以内に納品がなければ本件売買契約3を解除する旨、Yに配達証明付郵便で通告した。

しかし、納品済みであると信じ込んでいたYは、この通告を無視し、納品をしなかった。

(2) 【事実】3に加えて以下の【事実】[B]があった場合に、X3が行った解除の効力について

て説明しなさい。なお、【事実】[B]は【事実】[A]とは独立した事実である。

[B] Yは、同時期に同じ品番の冷蔵庫の売買が重なっていたため、事務処理の手違いから本件冷蔵庫3の納品は完了したものだと思い込み、平成23年11月9日を過ぎても、実際は納品をしなかった。そこで、X3は、同月10日、Yに対し、1週間以内に納品をするよう配達証明付郵便で催告した。しかし、1週間経っても納品されず、この間Yから何の挨拶もなかった。

そうこうしている間に、X3は、交通事故を起こし、8日間の入院を余儀なくされた。X3の怪我は軽くて済んだが、任意保険に加入していなかったため、多額の損害賠償金の支払に迫られることとなり、店舗や住まいの仮差押えを受け、本件冷蔵庫3の代金の支払などできる余裕はなくなった。そこで、Yから何の挨拶もないことを幸いに、同月26日、Yに対して本件売買契約3を解除する旨の通知を行った。

Ⅲ 【事実】3に加え、以下の【事実】4の経緯があった。

【事実】

4. Yは、平成23年11月9日に、本件冷蔵庫3を納品したが、X3は同月23日になっても代金を支払わなかった。そこで、Yは、同月27日、「1週間以内に代金を支払わないときは本件売買契約3を解除する」旨配達証明付郵便で通知し（以下「本件通知」という。）、同通知は翌日にX3宅に到達したが、代金の支払はなかった。

そこで、平成23年12月6日、YはX3に対して、本件冷蔵庫3の返還を請求した。しかし、X3は、同年12月5日に、知り合いの同業者Zに対して、本件冷蔵庫3を売却したとして、これに応じなかった。

Yが詳しく調査してみると、X3は平成23年12月5日午前本件冷蔵庫3を同業者でありX3の古くからの友人でもあるZに売却しており、同日、ZよりX3に代金120万円が支払われていること、【事実】同日午前、X3によって本件冷蔵庫3がX3店舗からZ店舗の倉庫に移されていたこと、が明らかになった。

〔設問3〕 【事実】3及び4を前提とし、以下の(1)及び(2)に答えなさい。なお、設問2の【事実】[A][B]とは独立した事実である。

- (1) Yの行った解除の効力発生時期について説明しなさい。
- (2) Yは、本件冷蔵庫3を取り返すべく、平成23年12月20日、Zを被告とし、所有権に基づく本件冷蔵庫3の返還請求訴訟を提起した。当該訴訟においてZが【事実】を主張する場合の当該主張の攻撃防御方法としての役割ないし位置付けを説明しなさい。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）

<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F

TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F

TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435

京都御池第一生命ビルディング2F

TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F

TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F

TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL086-236-0335